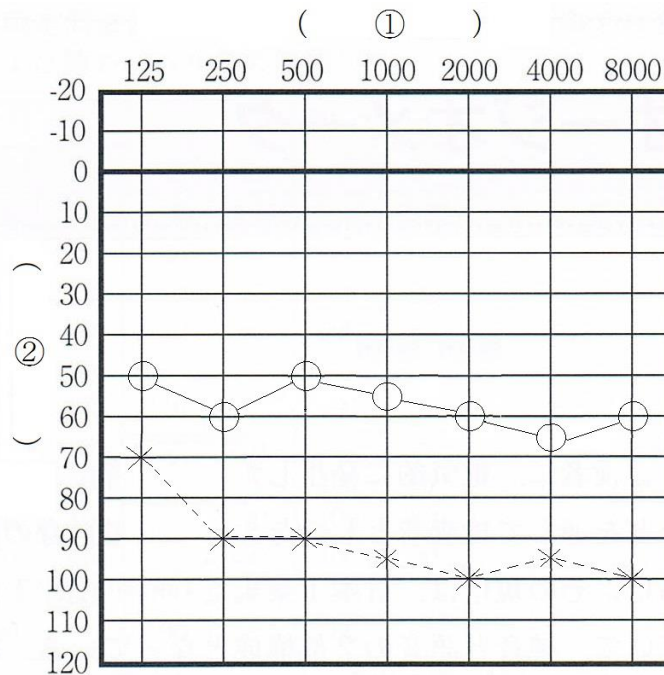


# 2018年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2019年2月17日(日)

- \*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。
- \*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。
- \*「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。
- \*試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 次の聴力図を見て、以下の問いに答えなさい。



- (1) 選択肢から正しいものを選び、記号を解答欄に記入しなさい。
- ア ①は「聴力レベル (単位はデシベル[dB])」、右に行くほど高い音である。
  - イ ②は「聴力レベル (単位はヘルツ[Hz])」、下に行くほど大きな音である。
  - ウ ①は「周波数 (単位はヘルツ[Hz])」、右に行くほど高い音である。
  - エ ②は「周波数 (単位はデシベル[dB])」、下に行くほど大きな音である。
- (2) 選択肢から正しいものを選び、記号を解答欄に記入しなさい。
- ア 右耳の聞こえの程度は普通の会話は問題ない。
  - イ 左耳の聞こえの程度は普通の会話が聞こえづらい。
  - ウ 右耳の聞こえの程度は耳元の大きな声も聞きづらい。
  - エ 左耳の聞こえの程度は日常音がほとんど聞こえない。
- (3) この方の両耳が感音難聴である場合に当てはまるものはどれか。
- ア 聴覚閾値の上昇は、振動の伝わりがリンパ液の振動に変換される際にとっても小さくなることによる。
  - イ 難聴の原因は、中耳炎によるものである。
  - ウ 補充現象が生じることがある。
  - エ 聴覚閾値が上昇し、ダイナミックレンジが広がる。
- (4) この方の両耳が感音難聴である場合に語音明瞭度の説明として正しいものはどれか。
- ア 聞きやすい大きさを聞いても不明瞭で歪んで聞こえるので、語音明瞭度は低くなる。
  - イ 聞きやすい大きさを聞いても不明瞭で歪んで聞こえるので、語音明瞭度は高くなる。

- ウ 聞きやすい大きさを聞くと比較的明瞭に聞こえるので、語音明瞭度は低くなる。
- エ 聞きやすい大きさを聞くと比較的明瞭に聞こえるので、語音明瞭度は高くなる。

- (5) この方が聴力の良い側に補聴器を装用した場合、もっとも考えられる状況はどれか。
- ア 補聴器を装用すると、0 dB 付近の小さな音が聞きとりやすくなる。
  - イ 補聴器を装用すると、普通の会話の大きさの音が聞きとりやすくなる。
  - ウ 補聴器を装用すると、早口の会話が聞きとりやすくなる。
  - エ 補聴器を装用すると、音の方向が分かりやすくなる。

I-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

補聴器や人工内耳の効果が得にくい環境(聴覚補償の段差)は、話し手と聞き手の間に「距離」があるとき、周囲に聞き取りの邪魔になる「騒音」があるところなどがある。こうした段差を解決する一つの方法に補聴援助システムの活用がある。(①)は、マイクからの音声を電氣的に部屋の床などに設置された電線に流すことで電磁波を生じさせ、音声だけが補聴器の(②)を介して増幅されて聞きやすくなる。(③)補聴援助システムは、装用者が受信機を装着して使用する。電磁波と違って、他の部屋と壁越しに混信する心配がない。ただし、屋外など(④)の強く当たるところでは使えない。(⑤)システムはマイクの音声を電波で直接補聴器に伝えるものである。補聴器に受信機能が必要である。

I-3 次の文章の空欄にあてはまる語句を語群から選び、記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 「(①)」第4条別表で定義される身体障害者のうち、聴覚障害は聴力・語音明瞭度によって障害の程度が区分されている。
- (2) 音が脳に届くまでの仕組みは、音の振動を伝える(②)とその振動が電気信号に変換されて伝わる(③)に大別される。
- (3) 耳介から入った音は外耳道の共鳴によって、(④)が聞きとりやすくなるように増幅されて鼓膜に届く。
- (4) (⑤)は音を感じる器官で、リンパ液が振動することで(⑥)が興奮し、パルス(電気信号)を生じさせる。
- (5) 聴覚障害者の聞こえ方の多様さに対応するため、補聴器には基本的に3つの調整機能が備わっている。音を大きくする(⑦)、周波数によって増幅される大きさを変える(⑧)、大きすぎる音を抑える(⑨)である。

- (6) 人工内耳は手術から1～3週間後にスピーチプロセッサをコンピュータにつないでそれぞれの電極を刺激するための情報を決めていく。これを( ⑩ )という。

ア 障害者基本法	イ 障害者総合支援法	ウ 身体障害者福祉法		
エ 伝導系	オ 感音系	カ 伝達系	キ 神経系	
ク 伝音系	ケ ささやき声	コ 母音	サ 無声子音	
シ 普通の声	ス 有声子音	セ 耳小骨	ソ 半規管	
タ 蝸牛	チ 耳介	ツ 有毛細胞	テ 鼓膜	
ト 聴神経	ナ 騒音除去	ニ 音圧増幅	ヌ 出力制限	
ネ Tコイル	ノ 音質調整	ハ フィッティング		
ヒ チューニング	フ マッピング	ヘ ハウリング		

I-4 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 聴覚障害者が自らをろう者と感じるか難聴者と感じるかは、聴力やコミュニケーション手段で決まる。
- (2) すべての語音を正確に聴取できなければ、ことばの意味(情報)をつかむことはできない。
- (3) 話をする人が自分の発言を書き、コミュニケーションを図る手段である筆談は、筆記用具がなくても可能である。
- (4) 障害者総合支援法の補装具費支給制度は、購入だけでなく修理の費用も対象となる。
- (5) 日本の聴覚障害の認定基準は両耳70dBに定められているが、世界保健機構(WHO)では40dBを聴覚障害の基準としている。

II-1 次の文章の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

- (1) 日本国憲法第( ① )条には、一人ひとり個人として最大限尊重されなければならないという、重要な価値である( ② )の尊重について明記されている。
- (2) 日本国憲法の三大原理といわれているのは、「国民主権」「( ③ )」「( ④ )」である。
- (3) 障害者の( ⑤ )は、1960年代に( ⑥ )で、障害学生の運動からはじまったものであり、ADLの自立から( ⑦ )の充実へと自立観が変わった。
- (4) 福祉分野での支援者として必要な力に、状況把握力、( ⑧ )、潜在的問題行動と専門機関との連携があげられる。

- (5) 国連「国際障害者年」は1981年に実施され、(「⑨」)をテーマにさまざまな取り組みがおこなわれ、日本にも大きな影響をもたらした。
- (6) 1951年に制定された社会福祉事業法が、2000年(⑩)に改正され、社会福祉基礎構造改革といわれるように、「措置から(⑪)へ」「(⑫)の推進」など新たな視点が導入された。
- (7) 2014年、日本が批准した障害者権利条約第2条には、「(⑬)とは、音声言語及び手話その他の形態の(⑭)をいう」と規定されている。
- (8) 専門職集団としての(⑮)は、そこに属する専門職が自らの仕事のなかで判断や行動するときの規範となるものである。

II-2 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 1874年に制定された恤救規則は、無告の窮民に限って国家が救済するものであり、救済の基本は親族や共同体の相互扶助によるものであった。
- (2) 国民の権利や自由を守るために、憲法によって国家権力を制限し、憲法にもとづく政治をすることを立憲主義という。
- (3) 国際生活機能分類(ICF)とは1980年にWHOが発表したもので、障害を3つのレベルでとらえたものである。
- (4) 貧困調査として有名なのはイギリスで実施されたブースやロウントリーによるもので、貧困に至る要因には社会的責任に帰すべきものが多いことを明らかにした。
- (5) 障害者福祉サービスは2003年から障害者自立支援法による制度となり、措置から契約へと移行した。
- (6) ノーマライゼーションとは、身体障害のある子どもの親たちによる、入所施設に対する批判をきっかけに生まれたものである。
- (7) 視聴覚障害者情報提供施設や手話通訳事業は、社会福祉法によって第一種社会福祉事業に分類されている。
- (8) 障害者権利条約は2006年国連総会において採択され、2008年に発効した。日本は2014年に批准したが、選択議定書は批准されなかった。
- (9) ピアサポートとは、同じような課題に直面している立場の人同士が支えあうことである。

- (10) 障害者自立支援法が一部改正されたいわゆる「つなぎ法」では、サービス利用料が応益負担から応能負担に変更となった。

Ⅱ－3 次の問題を読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 日本国憲法に定められている社会権に該当しないものはどれか。
- |         |            |
|---------|------------|
| ア 生存権   | イ 教育を受ける権利 |
| ウ 勤労の権利 | エ 請願権      |
- (2) 障害者差別解消法の内容に該当しないものはどれか。
- |             |            |
|-------------|------------|
| ア 合理的配慮の提供  | イ 経済的虐待    |
| ウ 差別的取扱いの禁止 | エ 社会的障壁の除去 |
- (3) 「生活・人生の主人公はその人自身」という視点を持ち、困難を抱えている人々の内在する力を高められるようにする支援を何というか。
- |              |             |
|--------------|-------------|
| ア エンパワメント    | イ インクルージョン  |
| ウ ノーマライゼーション | エ リハビリテーション |
- (4) 要約筆記者の専門性として間違っているのはどれか。
- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ア 社会福祉理念の理解  | イ 要約筆記技術による通訳作業の実践 |
| ウ ケアマネジメント実践 | エ 対人援助者としての自己育成    |
- (5) カウンセリングに必要なスキルとして間違っているのはどれか。
- |      |      |
|------|------|
| ア 傾聴 | イ 審判 |
| ウ 受容 | エ 共感 |

Ⅲ－1 次の問題を読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 難聴者運動と要約筆記の歴史について述べたものの中で、適切でないものはどれか。
- |                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| ア 中途失聴者や難聴者の親睦団体として新光会やみみより会が設立されたのは、1960年代である。                              |
| イ 1975年に発行された岩波新書「音から隔てられて」では、中途失聴や難聴の人々の経験談がつつられている。                        |
| ウ 1989年に発展的改組で全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（現全難聴）となった後も、全難聴は全国的視野で多様な活動に取り組んでいる。         |
| エ 難聴者は、筆談や板書によりコミュニケーションを行っていたが、OHPが学校教材として普及したことにより、これを用いた要約筆記を使い集団化を加速させた。 |

- (2) 障害者総合支援法において、市町村地域生活支援事業で必須事業になっていないものはどれか。
- ア 要約筆記者の養成
  - イ 手話奉仕員の養成
  - ウ 要約筆記者の派遣
  - エ 手話通訳者の派遣
- (3) 要約筆記の技術において、話しことばの処理として適切でないものはどれか。
- ア 削除の対象になるものは、話し手の感情の含まれる言葉である。
  - イ 省略の対象としては、聞こえても文字化しない前置きや挿入句が代表的である。
  - ウ 置換の処理は短く書き表す1つの方法で、漢語表現や短縮表現がある。
  - エ 共有情報を活用する技術は、話しことばの特徴である「場の共有」を利用する。
- (4) コミュニケーションについて、正しく述べた組み合わせはどれか。
- A：コミュニケーションは、双方向に行われる意図的なものである。
  - B：コミュニケーションは、送り手の意思ではなく受け手の反応から始まる。
  - C：コミュニケーションを阻害するものをディスコミュニケーションという。
  - D：コミュニケーションの成立に共通のことばは必須である。
- ア. AとB      イ. AとC      ウ. AとD
  - エ. BとC      オ. BとD      カ. CとD
- (5) 要約筆記の三原則にある「速く」について、適切ではないものはどれか。
- ア 「速く」が求められるのは、利用者のその場への参加保障である。
  - イ 要約筆記における「速く」は、要約筆記者の記憶の保持にも重要である。
  - ウ 三原則における「速く」の意味するものは話に追いつく同時性である。
  - エ 要約筆記の作業において、表出（筆記技術・入力技術）の速さは重要ではない。

### Ⅲ－2 次の文章の空欄にあてはまる語句を漢字で解答欄に記入しなさい。

- (1) 話しことばの特徴として、その場で考えて話すということがあげられる。そのために ( ① ) の関係が整っていない、無 ( ② ) 語が多いなどがあげられる。
- (2) 障害者総合支援法第78条に、意思疎通支援事業として要約筆記者の養成は、( ③ )、政令指定都市、( ④ ) 市の必須事業であると定められている。
- (3) 要約筆記の表記は、「( ⑤ )」から考える、「( ⑥ )」による通訳」から考える、「( ⑦ )」から考えるという3つの視点で必要な技術を学ぶ。

- (4) 要約筆記者養成カリキュラムの養成目標では、「聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の( ⑧ ) および関連する( ⑨ ) や権利擁護、( ⑩ ) 等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様な( ⑪ ) に対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び( ⑫ ) を習得する」とある。
- (5) 要約筆記者養成カリキュラム策定の経緯のなかで、2つの( ⑬ ) と5つの( ⑭ ) 目標が検討された。前者で「( ⑮ ) のための要約筆記」「通訳としての要約筆記」が示され、後者で新しい要約筆記者像が描かれた。

Ⅲ-3 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 文章要約を考える際、要約の手法として、「省く」「縮める」「換える」のほかに、「補う」ことも含まれる。
- (2) 文章要約の型を「骨格法」と「凝縮法」に分けると、要約筆記での要約は、「凝縮法」に近い。
- (3) 要約技術の「文末処理」の1つに助詞止めがあり、発言内容が確定・断定していたり、強調の要素が表されているときには有効な方法である。
- (4) 全難聴による「耳マーク」の普及活動は、「聞こえない」「聞こえにくい」ことを周囲に知ってもらうために行われている。
- (5) 要約筆記者が現場で十分な仕事を遂行するためには、要約筆記派遣事業体やコーディネータの役割も重要であり、依頼者との連携も求められる。
- (6) ノートテイクで、視覚情報の多い場面では利用者の疲労度を考え、視線移動に配慮した座席の位置や用紙(パソコン)の位置を考える必要がある。
- (7) 手話通訳士は「手話通訳技能認定試験」に合格した人が名乗れる国家資格である。
- (8) 副詞や接続詞、感動詞などは、聞き手の意識に残そうと話しことばでは過剰に使われる。要約筆記者は、つい文字化しがちである。
- (9) 障害者差別解消法では「合理的配慮の不提供」が差別にあたるとの規定があるので、会社は聴覚障害のある社員には必ず手話通訳や要約筆記を用意しなければならない。
- (10) 専門性とは、専門的な知識や技術、専門職の倫理を兼ね備えた状態をいう。



Ⅲ－４ 以下の設問に答えなさい。

- (1) ノートテイクの現場。休憩で利用者が席を離れている間に講師が来た。要約筆者に向かって、講義内容がわかったかを利用者に聞いたかと言った。

「たぶん大丈夫だと思いますが、戻ってきたら聞いてお返事します。」と答えた。

- ① この要約筆者の対応をどう考えるか。解答欄のAかBに○をつけなさい。

A 適切である  
B 適切ではない

- ② その理由を80字～100字以内で書きなさい。

- (2) 全体投影の現場。休憩中に顔見知りの聴覚障害者が来た。会場内で家のキーを落としたらしい。探してほしいとスクリーンに出してと言う。それはできないといい、主催者に放送してもらおうよう提案した。しかし、主催者がどこにいるかわからない。キーがないと家に入れないので、ちょっとだけでも出してほしいと引き下がらない。チームメンバーで相談し、3つの方法を考えた。

ア 再開の1分前にちょっとだけ出す  
イ 主催者を探し、利用者が困っているので音声で言ってほしいと頼みに行く  
ウ 本人から主催者に言うよう促して同行し、主催者から出すように指示されたら従う

- ① ア、イ、ウの対応の問題点、とるべき対応をそれぞれ35文字以内で書きなさい。

Ⅳ－１ 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 世界には多数の言語が存在するが、日本語に関しては、その起源などはいまだに不明である。
- (2) 言語として人間が発する実際の音<sup>おん</sup>のことを「音声」という。現代日本語で「し<sup>i</sup>んぶ<sup>ii</sup>ん(新聞)」を発音すると、「し<sup>i</sup>ん」と「し<sup>ii</sup>ん」の音声は同じである。
- (3) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、自分の考えや判断などを述べている文を平叙文という。
- (4) 「和語」とは、「たから」や「おおきい」のように、もともと日本にあったとされる単語のことである。
- (5) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示第1号、2010年改正)によれば、「扇」の訓読みは、ひらがなで「おおぎ」と表記する。

- (6) 「外来語の表記」(1991年内閣告示第2号)によれば、「バイオリン」「ヴァイオリン」のどちらの表記も許容されている。
- (7) かな文字やローマ字のように、音節や単音を表す文字を表意文字という。
- (8) 「おかあちゃん、ただいま。」と「母上、ただいま帰りました。」の「おかあちゃん」ということばと「母上」ということばの関係は類義語である。
- (9) 「山」という漢字の読み方で、「サン」と読むのを音読み、「ヤマ」と読むのを訓読みという。
- (10) 「フレーザーは 速く 泳ぐ。」の「泳ぐ」は動詞であり、「フレーザーの 泳ぎは速い。」の「泳ぎ」は名詞である。

IV-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を漢字で解答欄に記入しなさい。

- (1) 子音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音で、そのうち声帯の振動があるものを ( ① ) と呼ぶ。
- (2) 英語のアクセントは強弱アクセントであり、日本語のアクセントは ( ② ) アクセントである。
- (3) 「母」を、「おかあちゃん」と表現したり、「母上」と表現したりすることで、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を、単語の ( ③ ) という。
- (4) 文は、「何が」を示す部分と「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分とを軸にして作られている。この「何が」を言い表す部分が ( ④ )、「どうする・どんなだ・なんだ」を言い表す部分が述語である。
- (5) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を表現語彙といい、ふだん使わないが読んだり聞いたりしたときにはわかる語彙を ( ⑤ ) 語彙という。

IV-3 次の問題を読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 日本語で「キャラメル」ということばは、(①3 ②4 ③5 ④6)音節である。
- (2) 「常用漢字表」(2010年内閣告示第2号)の表中には、次の下線部 (①猛虎 ②皮膚 ③雑巾 ④円錐)の漢字は含まれていない。

- (3) 「春に なるど、一斉に たくさんの きれいな 花が 咲き始める。」の 一斉に は、(①たくさんの ②きれいな ③花が ④咲き始める) を修飾している。
- (4) 「送り仮名の付け方」(1973 年内閣告示第 2 号、2010 年一部改正) によれば、「火山の多い日本は、常に大噴火の恐怖に (①脅やかされている ②脅かされている ③脅されている ④脅れている)。」とするのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について」(2010 年内閣訓令第 1 号) によれば、( ) の表記が望ましい。
- ① もちろん、あなたのおっしゃることは今後、十分に配慮するつもりです。
  - ② もちろん、あなたのおっしゃることは今後、十分に配慮するつもりです。
  - ③ 勿論、あなたのおっしゃることは今後、十分に配慮するつもりです。
  - ④ 勿論、あなたのおっしゃることは今後、十分に配慮するつもりです。